

# 社協だより



今月の題字は、田中 正之さん（松瀬）が書いてくださいました。

平成31年4月 第292号

## チャレンジ！2019



## 新年度スタート！

今年度も社会福祉協議会は地域福祉の推進に  
全力を尽くしてまいります！

### 総合相談センターだより

#### 空き家を売ったときの税金は？

**Q** 昨年、父が死亡。父が住んでいた家を相続しました。その家は、現在は、空き家となっていて、とても古い家屋なので更地にして売却してしまおうと考えているところです。聞くとところによると空き家を売却した場合に特別控除がうけられるそうですがどのような場合でしょうか。

**A** 平成 28 年度の税制改正で、相続した空き家を売却した場合の所得税の軽減措置が新しく創設されました。これは、増え続ける空き家対策の一環として空き家を減らすため、従来の特別控除は、所有者自身が生活の拠点として、利用していた家屋の売却が前提でしたが、平成 28 年 4 月 1 日以降からは、相続した空き家を売却する場合でも以下の要件をみたしていれば 3,000 万円の特別控除の特例が適用されることになります。

#### 特例の適用対象となる家屋

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋（旧耐震基準で建てられた家屋）
- ・マンションなど区分所有建物は、適用対象外
- ・相続する前、被相続人（亡くなった人）が一人で住んでいた居住用家屋
- ・相続開始により、空き家になった家屋

#### 特例の適用対象となる譲渡

- ・相続の時から譲渡の時まで居住、貸付け、事業の用に使われていないこと。
- ・耐震リフォームして売却するか、または、家屋を取り壊して土地だけで売却すること。
- ・平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日までの譲渡
- ・相続開始の日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に譲渡したもの
- ・売却額が 1 億円をこえないこと
- ・証明書類を確定申告書に添付して申告すること。

#### 「相続税の取得費加算の特例」との選択適用

この特例は「相続税の取得費加算の特例」との選択適用となり、ほとんどのケースでは、3,000 万円控除を適用した方が有利だと思われます。

～社会生活六法より～

#### ◇空き家を放置するリスク◇

空き家は時間が経てば経つほど、朽ちていきます。いずれ、倒壊の恐れも出てくるかもしれません。とはいえ、解体するにも「共有者の意見がそろわない」「誰が解体費を負担するか」などいくつかの問題をクリアしないといけない。しかも建物を解体し、更地にすると固定資産税が一気に増えてしまいます。ですから、多くの方が解体することに抵抗を感じてしまいがちです。

しかし、もし本当に倒壊し、周りの人や物が被害にあってしまったら、膨大な損害賠償を共有者が背負わされることになってしまいます。また、空き家は放火の格好的にされがちです。延焼したらこれも賠償騒ぎ。しかも、空き家は、保険に入っていないことが常ですから、一切切共有者がかぶることになってしまいます。

近年では、増加する空き家への対策として、各自治体で条例が制定され、倒壊の恐れがある空き家の解体を自治体が代執行できるようにになっています。この解体費用は、一時的に自治体が負担し、後日所有者に支払い請求がくる流れが基本となっています。いずれにしろ、空き家の放置にメリットなどないのです。

#### 悩みごと 心配ごと などの相談

誰でもある悩みごと、ひとりで抱えずご相談ください。

#### ◆通常の相談

●時間 9:00～16:00  
平日いつでもご相談を  
直通 ☎63-2143  
又は ☎63-7210へ

#### ◆弁護士無料法律相談

今月は  
4月16日(火) 13:30  
16:30

■相談無料 ■秘密厳守 ※予約が必要です。お早めに…

#### 【編集後記】

4月です!!暖かくて過ごしやすい気候になりました。旧暦では4月を卯月（うづき）と呼んでいました。卯月の由来は、卯の花が咲く月、十二支の4番目が卯であるから、稲の苗を植える月であるから…様々な説があるようです。新年度、新学期、皆様も何か新しいことを始めてみませんか？（ゆづ）

#### 社協だより292号

編集・発行  
門川町社会福祉協議会  
〒889-0605  
宮崎県東臼杵郡門川町西6丁目60番地  
門川町総合福祉センター内  
☎ (0982) 63-7210(代)  
FAX (0982) 63-0955  
E-mail: kadofuku@bronze.ocn.ne.jp

#### 寄付のお礼 平成31年2月5日から平成31年3月3日受付まで

一般寄附 黒木 元吉 様(南町1区) 災害見舞御礼として 金一封

香典返し寄付 ( )は故人 故人のご冥福をお祈り申し上げます。

|                |        |      |
|----------------|--------|------|
| 奈須 良人 (イクノ様)   | 地球館 照葉 | 3万円  |
| 津島 貢二 (サカエ様)   | 中 村    | 3万円  |
| 高橋 俊一 (トミ子様)   | 中 村    | 3万円  |
| 初田 英治 (嘉久治様)   | 上 井 野  | 3万円  |
| 坂本 慶次 (初田嘉久治様) | 下 納 屋  | 2万円  |
| 松下 八美 (房 子様)   | 旭 草 町  | 2万円  |
| 廣本 亀子 (猛 様)    | 加 町    | 1万円  |
| 加藤 美恵 (基 博様)   | 五 十 鈴  | 3万円  |
| 志田 邇 (アツ子様)    | 三 ケ 瀬  | 20万円 |
| 松村 広之 (重 樹様)   | 西 栄 町  | 3万円  |



上記の皆様より社会福祉事業にとご寄付いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。使途につきましては、その趣旨にそいまして有効に活用させていただきます。尚、この欄は、寄付者の掲載意思を尊重（確認）した上で掲載させていただいております。





門川町地域包括支援センター

# おとじま通信



## 百歳体操サポーター交流会

2月27日(水)「百歳体操サポーター交流会」がクリエイティブセンターにて行われました。

当日は、サポーター 71 名、一般 1 名、計 72 名の方が参加されました。門川町役場 久米紀子保健師による講話『アンチエイジングに効果的な百歳体操』では、「筋トレとなる百歳体操と、代謝をよくするウォーキングの両方取り組むことでアンチエイジングに効果的」というお話があり、みなさん、百歳体操が日々の健康管理に役立っていることを確認しながら、聞かれました。

また、健脚度チェック(立ち上がりテスト)では、百歳体操の効果がバッチリ出ていましたよ。



## 障がい者の理解・啓発に関する研修会

2月19日(木)と3月5日(木)の2日にわたり、「発達障がいについて」の研修会が行われました。

講師は、宮崎県中央発達障害者支援センターの水野敦之センター長。

ユーモアをまじえたパワフルなお話で、楽しい研修会となりました。

特に水野先生考案の「自閉症特性かるた」は、とてもわかりやすく、みなさん納得されていました。

民生児童委員、福祉推進委員、一般の方々にも多数ご参加いただき、「地域の力」「門川パワー」を感じる研修会でした。



ご存知ですか？

4月2日は「世界自閉症啓発デー」

4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です。

自閉症を含む「発達障がい」への理解促進のため、世界で様々な活動が行われています。

シンボルカラーはブルーです。

・門川町地域包括支援センター  
・障がい者相談支援事業所

電話 63-1129

月～金 8:30～17:15

\*土・日 祝祭日休み



## 手話奉仕員養成講座のご案内

受講期間：平成 31 年 4 月 15 日(月) から 1 年間  
毎週月曜日 午後 7 時 30 分～9 時まで ※初日に開講式があります。

場所：門川町総合福祉センター(庵川西)

受講資格：高校生以上で手話を初めて勉強する方(学生はご家族の送迎が可能な方のみ)

受講料：無料 ※初回 3,500 円(テキスト代・保険料)が必要になります。

持ってくる物：筆記用具 (※10月から後期の教材費(2,000円程度)も必要になります。)

申込・問合せ先：門川町総合福祉センター(岩田) ☎ 63-7210 FAX 63-0955

(申込受付 5 月末日まで)



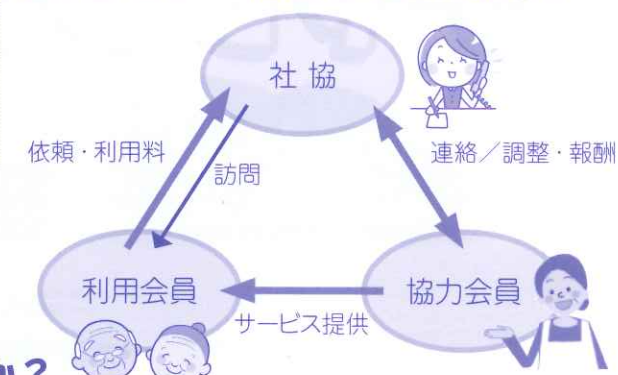
## 住民参加型在宅福祉サービス「たんぽぽ会」ー協力会員募集中！ー

「たんぽぽ会」とは、

「みんなが安心して暮らせる町づくり」という考えのもと、営利を目的とせずサービスを利用する人と、提供する人とお互いに助け合うことを目的としている活動です。

### ◆活動内容

- ・家事の手伝い・掃除や洗濯・話し相手・買い物
- ・通院の付き添い・病人の軽い介護・散歩など
- ・産前、産後の身の回りの世話・乳幼児の世話など



### あなたの空いた時間を活かしてみませんか？

◆募集対象 = 18 歳以上の方で、たんぽぽ会の活動および地域福祉活動にご賛同いただける方。

◆報酬 = 1 時間 762 円(但し、協力会員として年間 1,200 円の会費(保険料等)が必要となります。)

◆その他 資格は問いません。

お問合せ ☎ 63-7210 (門川町社会福祉協議会)

## お詫びとご報告

3月1日に発行いたしました『共同募金赤い羽根だより』の3ページ「平成 30 年度大口・法人・職域募金寄附者芳名」のご報告について、下記の記載が漏れておりました。

- ・小谷ミエ子様 2,000 円(小松地区)
- ・株式会社新産測量設計コンサルタント様 2,000 円(上町地区)
- ・門川町役場職員一同 23,750 円
- ・門川町社協会長・職員一同 26,800 円

この場をお借りして深くお詫び申し上げますとともに、今後とも変わらぬご理解・ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

## 今月の脳トレ

漢字で表している①と②は何でしょう？例題を参考に、絵にして考えると分かりやすいですよ。漢字の形や大きさに注意してよく見てみてね！

(例題)



(ヒント) ①新 1 年生が主役  
②花が主役、皆でワイワイ

(問題) ①



②



先月号の答え

- ①雛人形
- ②パンダ



分かった人は、はがきで答えを書いて社会福祉協議会に送ってね。正解者の中から 10 名の方に社協ボールペンをプレゼントします。

【送り先】〒889-0605 門川町庵川西 6 丁目 60 番地 「門川町社会福祉協議会 クイズ係」

「官製はがき」に、答え・郵便番号・住所・氏名・電話・一言メッセージを書いて送ってね。

## 門川町戦没者追悼式

日時 平成 31 年 4 月 25 日(木) 10:00～(受付 9:00)

場所 門川町総合文化会館 主催 門川町遺族会